

最近の学内状況について

昭和 45 年 10 月 26 日

明 治 大 学

後期授業開始以来、平静を回復したかに見えた学園内に、最近再び一部分の学生の過激行動があらわれるに至ったことは、まことに憂慮にたえない。

さる10月17日・19日の両日には、和泉校舎の校庭において、学生集団の間に衝突があり、学長告示で持込みを禁止している竹竿・棍棒を振り回し、あるいは空壘を投げあうなどの行為によって、数名の負傷者を出す事件があった。

また、駿河台校舎においても、10月19日夜過激派学生が11号館に他派の学生を探しまわって授業を妨害、20日夜にも商雄会定期総会をめぐって学生らが学館前で不法行為をくりかえし、11号館の学生控室を占拠して一般学生が締め出されるに至った。

これらの行動は、大学の平和をみだし、大学の自治をみずからふみにじる行為であり、大学は重ねて嚴重な警告を発するものである。

これら過激派学生は、みずからの暴力行為について何等反省するところなく「学館実力解放」を叫んでいるが、周知のごとく、学生会館の閉鎖は、他大学生を含む過激学生集団による建物の不法な占拠・宿泊、およびこれを拠点とする学内外での破壊・暴力行為を防止するために止むをえずおこなっている措置であって、大学は学生会館が学生諸君全体の自由で公平な研鑽の場として、学生自治みずからの責任と規律にもとづく運営がなされるならば、一刻もはやく閉鎖を解除したいと望んでいる。本月16日から駿河台4号館における部室その他の使用を認めたのも、その方針を具体化したものであり、同様に駿河台地区における教室使用時間の延長についても検討中である。

このように、大学はできるだけ学園を学生諸君が自由に活用できるよう、努力を重ねている。にもかかわらず、一部分の学生の過激行動が、なお全面的な大学施設の開放を妨げているのは、はなはだ遺憾である。学生会館については、「管理運営に関する暫定的取りきめ」が遵守され得るような学生自治組織の早急な確立を、切に望んでいる。

駿台祭などの大学祭行事を目前にひかえ、諸君のサークル活動その他が次第に活発化し、大学内に生氣のみなぎりつつある現在、学園の平和を一致協力して守る必要を痛感する。この機会に、学生諸君の大学自治に対する討議が真剣にすすめられ、暴力の排除と自治の回復への具体的行動が一層進展するよう、切に要望するものである。